

# 登録規程（2026年度）

## 前文

本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が統括する競技活動において、チームおよび構成員の登録に関する基本的事項を定め、登録制度の適正な運用を通じて、競技の公正性、安全性および円滑な大会運営を確保することを目的とする。

## 2026年度改定の趣旨

本改定は、登録制度の運用実態を踏まえ、チーム登録および個人登録（ライセンス制）の位置付けを明確化するとともに、登録種別および年齢区分の整理、ならびに登録手続きの電子化への対応を図り、競技運営の円滑化および登録管理の効率化を目的として行うものである。

## 第1条（登録義務）

JHAに所属するチームおよび構成員（選手、監督、コーチ、その他役員）は、第3条に規定する登録種別に基づき、大会申込時までに登録を完了しなければならない。

個人がJHAまたはその加盟団体（ブロック協会、都道府県協会、連盟等）が主催または共催する大会の試合（公式試合）に出場するためには、個人登録（ライセンス）が必須とする。未登録者は公式試合に出場することはできない。ただし、都道府県協会、ブロック協会が主催する大会および6人制とホッケー5の大会においては、登録されていないチームで参加申込することができるが、その場合でも、参加者の個人登録（ライセンス）は必須とする。

## 第2条（用語の定義）

本規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

チーム：JHAまたは加盟団体に所属し、大会参加を目的として登録された団体。

構成員：チームに所属する選手、監督、コーチおよびその他役員。

個人登録（ライセンス）：構成員が個人単位でJHAに登録される資格。

年度登録：当該年度において有効となるチーム登録および個人登録。

公式試合：JHAまたは加盟団体が主催、共催する大会および試合。

選手：試合に出場して競技を行う者。

スタッフ：チームを構成する選手以外の者。

外国人：日本国の国籍を有しない者。ただし、日本の学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校を卒業した者については、この限りではない。

## 第3条（登録種別・区分）

登録の種別は、チームの活動形態に基づく「チーム種別」と、構成員の年齢に基づく「個人区分」とし、次のとおりとする。

### 1. チーム種別

- (1) 一般（HJL）：ホッケー日本リーグに加盟するチーム
- (2) 一般（社会人）：前号以外の社会人チーム、クラブチーム等

- (3) 大学：大学、短期大学、専門学校等のチーム
- (4) 高校：高等学校、高等専門学校等のチーム
- (5) 中学：中学校、中等教育学校等のチーム
- (6) 小学：小学校、スポーツ少年団等のチーム
- (7) マスターズ：マスターズ年代で構成されるチーム

## 2. 個人区分（年齢区分）

個人の登録区分は、当該年度の4月1日時点の満年齢により、次のとおり定める。

- (1) アンダー9（9歳以下）
- (2) アンダー19（10歳以上19歳以下）
- (3) アンダー29（20歳以上29歳以下）
- (4) シニア（30歳以上）

## 第4条（登録手続き）

年度登録は、JHAが指定する登録システムを通じて登録および登録料の納入を完了しなければならない。

個人登録（ライセンス）は、チームの構成員として登録する方法と個人単独で登録する方法のどちらかによる。

個人登録の際に選手またはスタッフの区分を選択して登録を行う。両方の区分を登録することもできる。（登録料は変わらない）

スタッフとして複数のチームで活動する場合においても、個人として1件の登録に基づく登録料の支払いを行えば足りるものとし、チームごとに重複して登録料を納入する必要はない。（どこかのチームでスタッフ区分として登録されていれば、実施要項等の規定に抵触しない限り、他のチームのスタッフとして登録、活動できる）

## 第5条（年度登録料）

年度登録料は、「チーム登録料」および「個人登録料」とする。

### 1. チーム登録料

チーム種別ごとの登録料は、別表1のとおりとする。

#### 【別表1：チーム登録料】

チーム種別には、それぞれ男子、女子がある。

チーム種別	登録料（年額）
一般（HJL）	40,000円
一般（社会人）	30,000円
大学	25,000円
高校	20,000円
中学	5,000円
小学	2,000円
マスターズ	10,000円

## 2. 個人登録料

個人登録料は、選手・スタッフの別なく、当該年度4月1日時点の年齢に基づき、別表2のとおりとする。

【別表2：個人登録料】

年齢区分（4/1 時点）	個人登録料（年額）
アンダー9（U9）	0 円
アンダー19（U19）	1,000 円
アンダー29（U29）	2,000 円
シニア	3,000 円

## 3. システム利用料

登録料の納付に際しては、別表3のシステム利用料が発生する。

【別表3：システム利用料（税込）】

システム利用料	個人支払	～6,000 円	240 円
		6,001 円～	4.1%
	チーム支払	～10,000 円	250 円
		10,001 円～	2.8%

## 第6条（追加登録および登録変更）

新たに結成されたチームは、都道府県協会による確認を受け、所定の証明書を添えてJHAへ登録することができる。

構成員の追加または変更が生じた場合（年度途中で個人登録を行う場合を含む）は、登録システムを通じて速やかに届け出るものとし、登録完了後でなければ大会に参加することはできない。

## 第7条（外国人選手）

外国人選手の登録については、日本国籍を有する者と同様に年齢区分に応じた個人登録料を適用し、日本国籍を有する者と同様に大会に参加できる。ただし、大会実施要項等に別途制限がある場合は、それに従う。

## 第8条（チーム移籍および複数チームでの活動）

チーム移籍および複数チームでの活動については、次のとおりとする。

- (1) 年度内に選手が所属チームを変更する場合（以下「移籍」という。）は、新所属チームは、旧所属チームの同意書を添付のうえ、JHAに通知しなければならない。
- (2) 全国大会の予選会における大会参加申込書に記載されている選手は、移籍の有無にかかわらず、当該全国大会において別のチームで出場することはできない。
- (3) 全日本社会人ホッケー選手権大会および全日本学生ホッケー選手権大会の大会参加申込書に記載されている選手は、移籍の有無にかかわらず、同一年度内に開催される全日本選手権大会において、別のチームで出場することはできない。
- (4) 個人ライセンスを有する者は、登録システム上で所属を明確にすることにより、複数のチームでスタッフとして活動することができる。

- (5) 選手は、同一年度内において、複数のチームに同時に所属登録することはできない。
- (6) 前各項にかかわらず、ホッケー・ジャパンリーグが主催する大会への選手またはスタッフの参加においては、その大会の実施要項に基づき参加できる。
- (7) 選手の複数種別の登録については、一般種別とマスターズ種別のみ認める。

## 第9条（その他）

実態のないチーム登録など、登録規程の趣旨を大きく逸脱し、公平性を阻害する登録内容であると JHA が判断した場合は、JHA は登録内容の是正や抹消を行うことができる。また、本規程の解釈に疑義が生じた場合、または本規程に定めのない事項については、その都度 JHA が定める。

## 第10条（付則）

本規程は、2026年4月1日から施行する。

## 別記1（外国人選手の取扱い）

### 1. 外国人の定義

本規程において「外国人」とは、日本国の国籍を有しない者をいう。

ただし、日本の学校教育法に基づく中学校または高等学校を卒業した者については、この限りではない。

### 2. 大会における外国人選手の取扱い

大会エントリーにおける外国人選手の人数は、チーム内の人数として制限しないものとする。

### 3. 大会実施要項による特例

前各号の規定については、JHA 事業本部の確認を経て、大会実施要項において内容を変更して規定することができる。